

退職手当調整額区分表

(1) 行政職(一)・公安職(二)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	9級	
第2号区分	43,350	8級	
第3号区分	32,500	7級	
第4号区分	27,100	6級	
第5号区分	21,700	5級	
		4級	
第6号区分	0	3級	
		2級	
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	7級	
第2号区分	43,350	6級	
第3号区分	32,500	5級	
第4号区分	27,100	4級	
第5号区分	21,700	3級	
第6号区分	0	2級	
		1級	

(2) 行政職(二)・単労職(ア)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350		
第3号区分	32,500		
第4号区分	27,100		
第5号区分	21,700	5級	
		4級	
		3級	在級期間が120月を超えていた者
第6号区分	0	3級	上記以外の者
		2級	
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350		
第3号区分	32,500		
第4号区分	27,100	5級	
第5号区分	21,700	4級	
		3級	在級期間が120月を超えていた者
第6号区分	0	3級	上記以外の者
		2級	
		1級	

(3) 単労職(イ)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350		
第3号区分	32,500		
第4号区分	27,100		
第5号区分	21,700	4級	
第6号区分	0	3級	
		2級	
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350		
第3号区分	32,500		
第4号区分	27,100		
第5号区分	21,700	3級	
第6号区分	0	2級	
		1級	

(4) 福祉職

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350	5級	
第3号区分	32,500	4級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	4級	上記以外の者
第5号区分	21,700	3級	
		2級	
第6号区分	0	1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350	5級	
第3号区分	32,500	4級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	4級	上記以外の者
第5号区分	21,700	3級	
		2級	
第6号区分	0	1級	

(5) 医療職(一)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	4級	
第2号区分	43,350	3級	
第3号区分	32,500	2級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	2級	上記以外の者
第5号区分	21,700	1級	期末勤勉手当等の役職段階別加算割合5%以上であった者
第6号区分	0	1級	上記以外の者

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	5級	
		4級	
第2号区分	43,350	3級	
第3号区分	32,500	2級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	2級	上記以外の者
第5号区分	21,700	1級	期末勤勉手当等の役職段階別加算割合5%以上であった者
第6号区分	0	1級	上記以外の者

(6) 医療職(二)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350	7級	
		6級	
第3号区分	32,500	5級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	5級	上記以外の者
第5号区分	21,700	4級	
		3級	
第6号区分	0	2級	
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150		
第2号区分	43,350	7級	
		6級	
第3号区分	32,500	5級	管理職手当の支給を受けていた者
第4号区分	27,100	5級	上記以外の者
第5号区分	21,700	4級	
		3級	
第6号区分	0	2級	
		1級	

(7) 医療職(三)及び看護保健職

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	7級	
第2号区分	43,350	6級	
第3号区分	32,500	5級	
第4号区分	27,100	4級	
第5号区分	21,700	3級	
		2級	在級期間が360月を超えていた者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	7級	
第2号区分	43,350	6級	
第3号区分	32,500	5級	
第4号区分	27,100	4級	
第5号区分	21,700	3級	
		2級	在級期間が360月を超えていた者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	

(8) 公安職(一)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	9級	
第2号区分	43,350	8級	
第3号区分	32,500	7級	
第4号区分	27,100	6級	
第5号区分	21,700	5級	
		4級	
第6号区分	0	3級	
		2級	
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	8級	
第2号区分	43,350	7級	
第3号区分	32,500	6級	
第4号区分	27,100	5級	
第5号区分	21,700	4級	
第6号区分	0	3級	
		2級	
		1級	

(9) 教育職(二)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	41,700	4級	役職加算が15%以上であって管理職手当が14%であった者
第2号区分	33,350	4級	上記以外の者
第3号区分	25,000	3級	
第4号区分	20,850	2級	役職加算が10%であった者
		1級	組合長の定める者
第5号区分	16,700	2級	役職加算が5%であった者
		1級	組合長の定める者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	上記以外の者

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	4級	役職加算が15%以上であって管理職手当が63,700円以上であった者
第2号区分	43,350	4級	上記以外の者
第3号区分	32,500	3級	特2級(平成22年4月以後の給料表の適用を受ける者に限る。)も含む。
第4号区分	27,100	2級	役職加算が10%であった者
		1級	組合長の定める者
第5号区分	21,700	2級	役職加算が5%であった者
		1級	組合長の定める者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	上記以外の者

(10) 教育職(三)

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	41,700	4級	役職加算が15%以上であって管理職手当が14%であった者
第2号区分	33,350	4級	上記以外の者
第3号区分	25,000	3級	
第4号区分	20,850	2級	役職加算が10%であった者
第5号区分	16,700	2級	役職加算が5%であった者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	4級	役職加算が15%以上であって管理職手当が63,700円以上であった者
第2号区分	43,350	4級	上記以外の者
第3号区分	32,500	3級	
第4号区分	27,100	2級	役職加算が10%であった者
		1級	組合長の定める者
第5号区分	21,700	2級	役職加算が5%であった者
		1級	組合長の定める者
第6号区分	0	2級	上記以外の者
		1級	上記以外の者

(11) 特定任期付職員

① 平成8年4月1日～平成18年3月31日

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	41,700		
第2号区分	33,350		
第3号区分	25,000		
第4号区分	20,850		
第5号区分	16,700		
第6号区分	0		

② 平成18年4月1日以降

職員区分	調整月額	職務の級	適用範囲
第1号区分	54,150	4級	
第2号区分	43,350	3級	
第3号区分	32,500	2級	
		1級	
第4号区分	27,100		
第5号区分	21,700		
第6号区分	0		

退職事由別・勤続年数別退職手当調整額支給表

※退職手当条例第7条の4

退職事由 \ 勤続年数	～4年	5年～9年	10年～24年	25年～
普通(自己都合)	支給しない		調整額×1/2	全 額
傷病・死亡	調整額×1/2	全 額		全 額
勸奨・早期勸奨				
整理				
定年				